

駐車監視員活動ガイドライン

令和8年4月1日施行

駐車監視員とは、警察署長の委託を受けた法人の下で、地域を巡回し、放置車両の確認や確認標章の取付けなどの仕事を行う人のことであり、法律上の資格が必要とされています。（反則告知をしたり、金銭を徴収したりすることはありません。）

活動方針

駐車監視員は、下記の路線、地域、時間帯を重点に巡回し、放置車両の確認等を実施する。

重点路線

◎ 最重点路線

路線（区間）	重点時間帯
国道125号（土浦駅～亀城公園北交差点）～田中町交差点	終日
県道土浦境線（土浦駅西バスターミナル～千束町交差点）	

◎ 重点路線

路線（区間）	重点時間帯
県道土浦境線（千束町交差点～学園大橋南交差点）	7時～9時
国道354号（千束町交差点～高津橋交差点）	17時～19時

重点地域

◎ 最重点地域

地域	重点時間帯
土浦駅を中心とする大和町、桜町1～4丁目、中央1丁目、大町、大手町及びその周辺	駅周辺終日 桜町地区繁華街 15時～夜間 （特に週末）

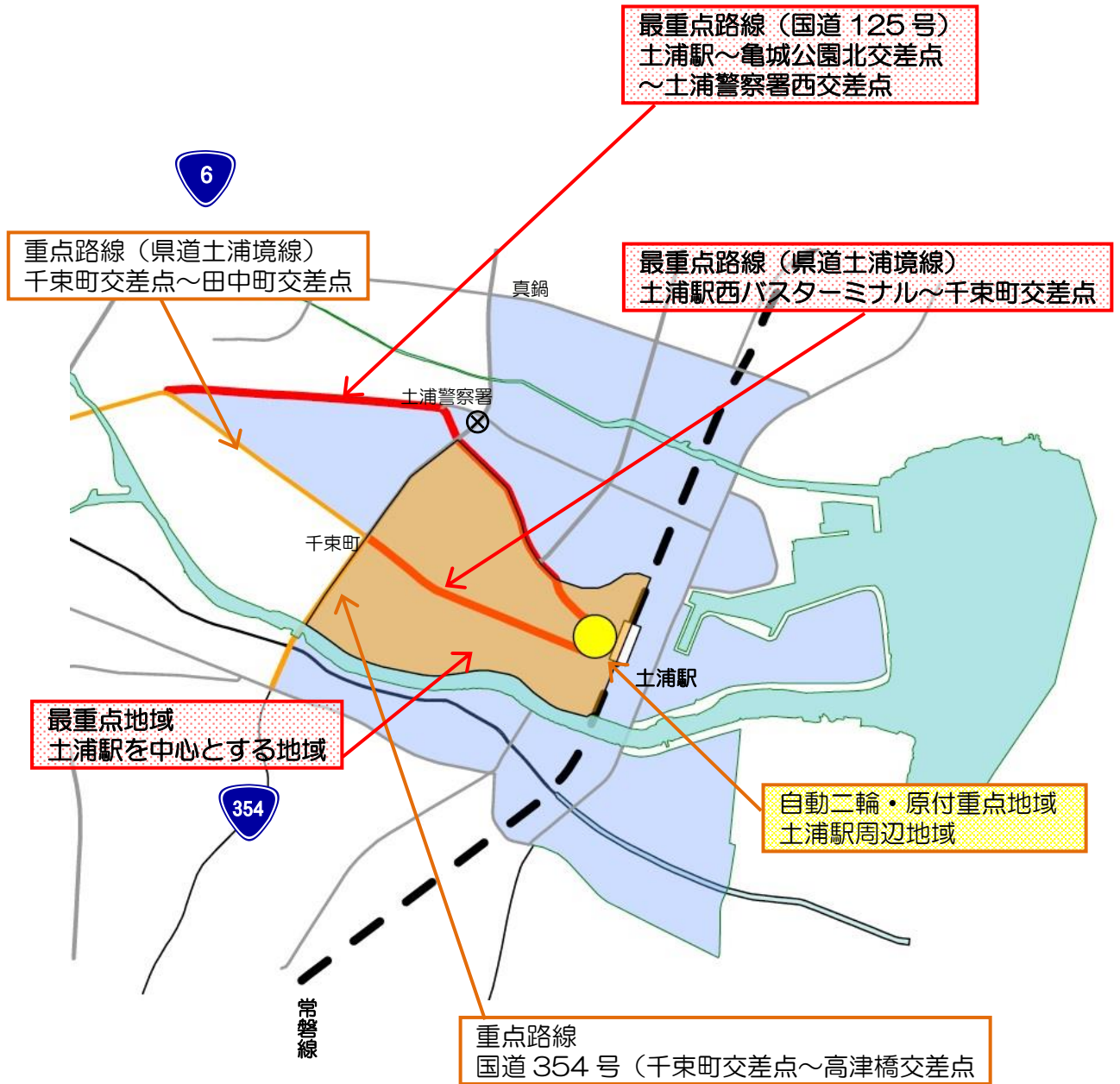
◎ 重点地域

地域	重点時間帯
土浦駅を中心とする川口1～2丁目、中央1～2丁目、城北町、東崎町、有明町、港町1～3丁目、蓮河原新町、小松1丁目、富士崎1丁目、下高津1～2丁目、田中1丁目、文京町、真鍋1丁目、真鍋新町、湖北1丁目、田中2丁目の一部～3丁目、城北町	駅周辺終日 小・中学校周辺 登下校時間帯

◎ 自動二輪・原付重点地域

地域	重点時間帯
土浦駅周辺	終日

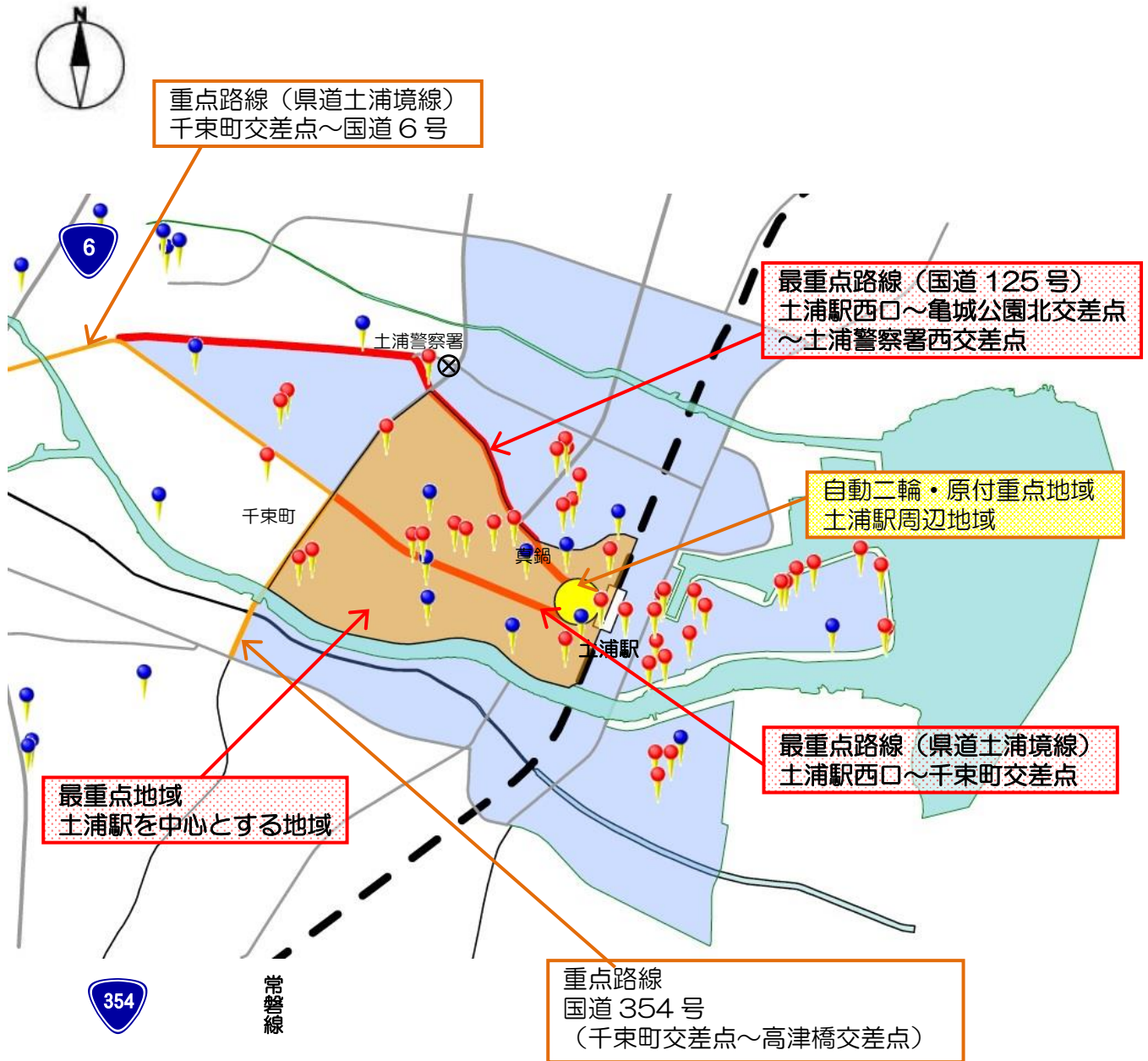
駐車監視員活動エリア地図



茨城県土浦警察署

駐車監視員活動ガイドライン確認標章取付状況

令和7年中、駐車監視員及び警察官等がガイドラインに基づいて行った確認標章の取付状況を公表します。



茨城県土浦警察署